

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年1月22日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人が取得した相続金は500万円に過ぎない。一方で、妹も相続金として500万円を取得している。また、保護費の大半は医療扶助費であるところ、その大半は妹の医療費である。そうであれば、妹の分は妹に対して請求すべきである。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月1日	諮問
平成30年12月14日	審議（第28回第3部会）
平成31年1月24日	審議（第29回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定する。

法5条は、上記の法の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないと規定する。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとして規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とさ

れた金額から控除されることになる。

## (2) 保護における世帯単位の原則

法10条は、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めるものとする規定する。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1は、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することと定める。このことについて、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第1は、「各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、したがって、保護を必要とする生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるからである」としている。

## (3) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

そして、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されて

いる。

また、法 63 条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充足できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている（問答集問 13-5・答(1)参照）。

(4) 本件各収入について

ア 本件年金

次官通知第 8・3・(2)・ア・(7)によれば、年金については、その実際の受給額を認定することとされ、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法等による給付で、6 か月以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、既往分の年金が一括して支給された場合について、年金受給権が生じた日から法 63 条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱い、資力の発生時点が保護の開始前となる場合であっても、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意することとされている（問答集問 13-6・答(1)参照）。

イ 本件相続金

相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民

法 882 条及び 896 条) とされ、共同相続人は協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずるもの(民法 909 条) とされている。

したがって、法 63 条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている(問答集問 13-6・答(2)参照)。

#### ウ 本件給付金

「年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成 28 年度臨時福祉給付金の生活保護法上の取扱いについて(通知)」(平成 28 年 4 月 1 日付社援保発第 0401 第 2 号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 3 によれば、「平成 28 年 1 月 2 日以後に被保護者となった場合等、当該給付金が被保護者に対して給付されることがある。この場合の収入認定の取扱いについては、これまでと同様、支給月にその実際の受給額を認定することとする。」とされている。

#### エ 本件返戻金

局長通知第 8・1・(5)によれば、就労に伴う収入、農業収入、農業以外の事業(自営)収入及び恩給、年金等の収入のいずれにも属さない収入は、その全額を当該月の収入として認定することとされている。

### 2 本件処分について

- (1) 法 63 条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還により生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられるのであり(1・(3)の判例を参照)、また、資力の認定は世帯を単

位として行われるものであるから（１・(2)）、世帯に資力が発生したと認められる以上、当該資力に対して法６３条の規定を適用しなければならないものである（１・(3)の問答集の回答を参照）。

ア 本件年金

そして、被保護者が厚生年金基金から年金の支給を受けた場合、法６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は年金受給権の発生時点であるところ、年金受給権の発生時点が保護の開始前となる場合であっても、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することはないとされていることから、本件年金のうち、保護開始時点以前の既往支給分として、本件基金から請求人に対して支払いのあった額（８０４，１００円）については、法６３条に基づく返還額の決定の対象となると解される（１・(4)・アを参照）。そうすると、本件年金のうち、既往支給分として平成２８年５月２日に請求人が受給した年金額（８０４，１００円。別紙注２・(1)・ア・(7)）については、支払対象期間である平成２４年８月から平成２８年３月までの間に資力が発生したものとして、保護開始日である平成２８年３月４日に、その全額を請求人が保有する資力として認定すべきものと認められる。

また、保護開始後に支給された年金（計２１９，３００円）については、実際の受給額を認定するとされ、６か月以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている（１・(4)・ア）ことから、本件年金のうち、平成２８年６月１日、同年８月１日、同年１０月３日、同年１２月１日、平成２９年２月１日及び同年

4月3日に本件基金から請求人が支払を受けた年金（各支払日ごとに36,550円。別紙注2・(1)・ア・(イ)）に係る請求人の資力は、各受給日の属する月及びその翌月に発生したものと認められる。

イ 本件相続金

次に、相続により財産を取得することとなった場合、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は被相続人の死亡時と解すべきであるところ（1・(4)・イ）、本件被相続人は、平成28年3月21日頃から31日頃までの間に死亡したことから、本件被相続人の死亡に伴う相続により生じた本件相続金（計10,664,798円）に係る資力は本件被相続人の推定死亡日の属する平成28年3月に発生したものと認められる。

ウ 本件給付金

本件給付金については、その支給月に実際の受給額を収入認定することとなるとされているところ（1・(4)・ウ）、請求人らは平成28年6月7日に〇〇区から本件給付金の支給を受けている（別紙注2・(1)・ウ）ことから、本件給付金に係る資力は平成28年6月7日に発生したものと認められる。

エ 本件返戻金

さらに、就労に伴う収入、農業収入、農業以外の事業（自営）収入及び恩給、年金等の収入のいずれにも属さない収入は、その全額を当該月の収入として認定するとされているところ（1・(4)・エ）、請求人は、平成28年3月29日に本件機構から本件返戻金（241,262円）の返還を受けている（別紙注2・(1)・エ）ことから、本件返戻金に係る資力は平成28年3月29日に発生したものと認められる。

(2) 以上から、処分庁は、本件各収入の額（11,989,46

0円)が、保護開始日(平成28年3月4日)から本件年金を収入認定すべき月の末日(平成29年5月31日)までの本件返還対象期間に請求人世帯に支給した支給済保護費(医療扶助費を含む)の合計額(17,007,785円)よりも少なかったことから、本件各収入の額に相当する支給済保護費(11,989,460円)について、法63条の規定に基づく返還金額として決定したものであり、本件処分には違法・不当な点はなく、違算も認められない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり主張する。しかしながら、生活保護は、世帯を単位として保護の要否、程度が決定されるのであって(1・(1))、法63条においても、返還金額を世帯構成員別に決定する旨の規定がない以上、同条に基づく返還金額は世帯を単位として決定されるものと解され、また、上記2・(2)のように本件処分には違法又は不当な点はないことから、請求人の主張を認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙(略)